

まちづくり活動支援制度



住みよいまちづくりの実現には、市民の皆様が主体となったまちづくり活動が不可欠です。

府中市では、住みよいまちづくりのため、市民の皆様の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民の皆様が行うまちづくり活動を支援します

府中市では、市民の皆様の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり活動に関する支援制度を設けています。

まちづくり活動とは？

継続的に行われる地域の特性を活かしたすみよいまちづくりの実現に向けた市民の発意による活動で、地域のまちづくりの方針の検討、合意形成に係る会議、学習活動、調査研究活動又は広報活動のことです。

支援対象

まちづくり活動を行う団体で、次に掲げる要件をすべて満たす団体に対し、支援を行います。

- 1 自ら定める規約、会則等に基づき組織的に運営されていること
- 2 3人以上の市民により構成されていること
- 3 地域の市民に活動の内容及び成果等を周知する機能を備えていること

支援内容

支援の内容は次のとおりです。

<助成金の交付>

消耗品費、印刷費、郵便料、会場使用料、図書等資料購入費に対して助成金を交付します。

<まちづくり専門家の派遣>

まちづくり活動に対し、技術的な助言及び指導を行う専門家を派遣します。

※申請の前にあらかじめ計画課にご相談ください。

問い合わせ先

府中市 都市整備部 計画課 都市計画担当

電話:042-335-4335

メール:tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp